

令和7年第5回中津川市議会（定例会） 提出予定追加議案（その2）

令和7年第5回中津川市議会（定例会）に、条例1件の議案（その2）を提出します。

（条 例）

1、中津川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、制定する。

- ・子ども・子育て支援法の一部改正により、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に対応した給付制度として「乳児等のための支援給付」が創設され、令和8年4月から開始される。
- ・市町村は、当該給付制度を実施するにあたり内閣府令で定める基準（以下「確認基準」という。）に従い、又は確認基準を参照して条例により基準を定めなければならないこととされた。
- ・制定の主な内容
 - ①運営の一般原則
 - ②利用定員に関する基準
 - ③面談に関する事項
 - ④利用の拒否の禁止に関する事項
 - ⑤支払と記録に関する事項
 - ⑥連携と共同に関する事項
- ・施行期日 令和8年4月1日

お問い合わせ先

総務部 総務管財課 文書行政係 担当者：花田
電話：0573-66-1111（内線442）